

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第31回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和5年3月22日(水) 午前11時30分から11時50分
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 4階 全員協議会室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：池田委員(分科会長)、木村委員(副分科会長)、原田委員 欠席者：石川委員、松岡委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長 (説明員) 4 審査-13：工藤健康課長、鈴木健康係長 (事務局) 宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長
配 布 資 料	【事前配付】 資料：瑞穂町带状疱疹ワクチン任意予防接種費助成金審査書 別紙 带状疱疹ワクチン任意予防接種助成の制度設計
議 題	議題1 補助金等審査 (審査事項) 4 審査-13・瑞穂町带状疱疹ワクチン任意予防接種費助成金【健康課】
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載。同一 内容は一つにま とめた。)	1 開会 池田分科会長から会議公開及び参加職員についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (企画政策課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認が行われた。 4 審査-13 瑞穂町带状疱疹ワクチン任意予防接種費助成金 ○審査案件についての説明要旨 (健康課長) 補助金等の創設に係る審査書をご覧いただきたい。はじめに補助対象について説明させていただく。対象については、接種日時点で、瑞穂町の住民基本台帳に記録され、50歳以上の人としている。なお、带状疱疹ワクチンは、50歳以上の方に接種することができるため、これに合わせた年齢の設定としている。

続いて規程等だが、今後、瑞穂町带状疱疹ワクチン任意予防接種実施要綱を制定する予定で準備をすすめていく。

続いて事業概要である。目的は、带状疱疹の発症予防に有効とされるワクチンの任意予防接種にかかる経済的負担を軽減し、接種を促進することにより、疾病予防対策を講じることである。

後ほど、補助の必要性で述べさせていただくが、带状疱疹は、日本では80歳までに約3人に1人がかかるといわれている。また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛に代表される合併症となる可能性があり、ワクチンの接種を促すものとしている。

次に、助成上限額については、住民が受けた带状疱疹ワクチン任意予防接種にかかる費用の一部をワクチンの種別ごとに、助成を行うもので、生ワクチンは、1回6,000円、不活化ワクチンは、1回10,000円を2回まで助成するものとしている。

助成上限額設定の理由として、生ワクチンを6,000円としているのは、一定期間の発症を予防し、生活の質の低下を防ぎたいと考える高齢者世帯の負担軽減により配慮した設定としている。高齢者は、一つの疾病にかかることをきっかけに、生活状態が大きく変化し、介護を要する状況になりかねないことから、経済的な事情で接種を避けることを防ごうと考えている。

続いて不活化ワクチンの10,000円だが、現在、社会全体の感染症まん延防止の位置付けで行っている定期接種としての高齢者インフルエンザ予防接種は、助成率を45.5%、また、任意予防接種で行っている高齢者肺炎球菌予防接種に対する町独自の助成は、助成率40%程度という設定になっている。この状況を勘案し、今回不活化ワクチンについても助成率43%を目途として10,000円の助成額とし、これまで行っている高齢者を対象とした任意予防接種の助成率と均衡をとり設定した。

次に実施方法については、2つの助成方法を考えている。

1つ目が窓口負担軽減方式で、これは町指定の医療機関で接種を受けた際の接種費用から、助成額を差し引いた額を自己負担として、窓口で支払う方法である。

2つ目は、償還払い方式で、これは令和5年度の時限措置として考えている。接種費用を一旦、町内、町外を問わない医療機関へ支払い、後日町へ申請し、審査の上、町から助成金を交付する方法である。

続いて、2種類あるワクチンの特徴について説明させていただきたい。別紙のA3判の資料になる。带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンに分けられ、いずれのワクチンも50歳以上の方を対象に接種できることとなっている。

ワクチンの特徴、接種を受けられない方は記載のとおりだが、主な特徴

は、生ワクチンは、接種回数が1回で、副反応も少ない一方、長期予防効果が持続せず、8年程度で消失するといわれている。しかし、接種費用の面では安価という特徴がある。

不活化ワクチンは、接種回数が2回で1セットとなり、副反応が出やすいといわれているが、長期予防効果が持続する一方で、接種費用が高額となっている。

続いてA4判の審査書の補助の必要性の欄にお戻り願いたい。

補助の必要性の欄になる。带状疱疹は、日本では80歳までに約3人に1人がかかるといわれている。また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛に代表される合併症となる可能性がある。带状疱疹ワクチンは、带状疱疹の発症予防、また、带状疱疹後神経痛の予防に効果があるとされており、接種にかかる経済的負担を軽減することで、将来的に起こり得る合併症のリスクと治療にかかる負担増を回避することが期待できると考えている。

続いて補助割合の欄だが、これは東京都からの補助を見込んでいる。

東京都助成事業の概要は、区市町村が行う予防接種助成事業に係る経費に対し、2分の1を補助するものが主な内容となっている。

予算規模は、接種率を2%と見込むと、令和5年度は590万円を見込むことになり、東京都からの補助は、その2分の1の295万円を見込んでいる。

実施期間の開始時期は、新型コロナウイルスワクチン接種体制と健康診査の実施時期に配慮しながら、医師会との調整を進め、7月から8月を目途に開始したいと考えている。

今後の予定は、本日行政評価委員会補助金等審査分科会で審査をいただいた後、3月23日に町議会で令和5年度一般会計補正予算（第1号）で予算を計上させていただく。また、広報みずほ4月号、ホームページで、補助制度の検討状況を周知する予定である。

窓口負担軽減方式の実施は、医師会との調整を進め、7月から8月を目途に開始したいと考えている。窓口負担軽減方式を開始する前の4月1日以降に、町内の医療機関や町外医療機関で、全額自費で接種した方は、遡及適用で償還払い方式によって対応予定である。

説明は以上である。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答
(木村委員)

7月、8月に事業展開をするということで、その前は検討段階とのお話

だが、開始する前に接種している方については、どういう条件なのかお聞きしたい。

(健康課長)

4月1日発行の広報に掲載予定の内容としては、50歳以上の方で、4月1日以降に町外町内問わず自費で全額ワクチン接種の費用を負担した方について、領収書の保管のお願いの周知を行う。また、実際に7月、8月に制度の受付を開始できるようになった際には手続きの要件を周知する予定である。

(木村委員)

4月は医師会と相談している段階ではないのか。

(健康課長)

带状疱疹ワクチンはすでに自費で打たれている方はいる。かかりつけ医師や、接種をする医療機関に相談して接種していただければと思う。

(木村委員)

開始する旨を7月、8月に広報に載せるということだったので、開始を宣言する前に接種を受けるかどうか判断する記事が載せられればと思ったので聞かせていただいた。

(健康課長)

带状疱疹ワクチンは特に手続き等が必要なく打つことができるので、後ほど領収書を提出いただいて支払うこととなると行うと考えている。ただし、助成制度の適用は4月1日以降の接種分となり、3月以前に接種した分は対象にならない。

(福祉部長)

分かりにくい制度だが、制度自体は4月1日から始める。ただ、町が指定した医療機関で窓口で助成額を引いた費用を負担して接種いただくというのが7月か8月になるので、4月1日以降に接種を自費で払っていただいた方は50歳以上であればこの制度の適用になり、そこは償還払いをさせていただくということになる。それがわかるように4月号の広報等でご案内をさせていただきたいと思う。

(池田分科会長)

4月以降の接種は補助金の対象だが、3月31日までは対象外と解釈すればよいか。

(健康課長)

そのとおりである。

(原田委員)

想定助成者数は接種率2%の想定とあるが、2%の想定については何か根拠があるのか。

(健康課長)

東京都が助成事業を構築する際、2%想定で検討を行っていたため、町

もそれに準じて2%としている。

(池田分科会長)

A4資料の補助割合の欄の補助基準額に生ワクチン1回10,000円との記載がある。不活化ワクチンは1回20,000円2回までとなっている。補助金額(再掲)には生ワクチン1回6,000円とあり、整合性についてわからないのでご説明いただきたい。基準額が10,000円なら補助金額も10,000円でよかったのではないか。

(健康課長)

生ワクチンについては、市町村が10,000円助成した場合は、その1/2の5,000円までを東京都補助として交付できることとなっている。町では上限いっぱい10,000円ではなく、そもそも10,000円の費用がかからないと考えられるため、6,000円で設定させていただいている。

(池田分科会長)

助成額が10,000円で、費用がそこまでかからなくても、住民が負担するお金が減るのでそれでも良いと思ったのだが。10,000円の補助にすれば東京都が5,000円補助してくれるわけであり、例えばワクチン費用が6,000円であっても、それはそれで、住民にとっては費用がかからないのでそれでもよいのでは。

(健康課長)

全額補助というのも一つの案ではある。しかし、制度を構築するにあたって、今回は個人の疾病予防である任意予防接種であり、町としては任意予防接種という考え方からすると、一定程度の自己負担を求めるのが適当であるということから、この6,000円という額に設定させていただいた。

(池田分科会長)

つまり、あくまでも任意接種なので、自己負担はあるもので、自己負担額0円は違うという考えが趣旨ということで間違いないか。

(健康課長)

そのとおりである。

(池田分科会長)

そういうことならば、了承した。

(池田分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項については賛成ということではよろしいか。

— 池田分科会長、木村委員、原田委員賛成 —

※賛成3人となった。

	当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。
--	--

	３ その他
--	---------------------

	特になし
--	-------------

	閉会 午前 11 時 50 分
--	------------------------